

救助業者/消火活動業者に関する15の基準（15 Criteria）の関連条文

33 CFR part 155.4050 – 救助業者及び海上消火作業業者が適当であることの確認

15 基準

- a) Plan に記載することを意図している資材提供者の適切性の判断に対しては Plan Holder が責任を負う。
- b) 資材提供者の適切性を判断するに際して、最大限可能な限り以下の選択基準を充たす資材提供者を選定しなければならない。
- (1) 資材提供者が必要な対応サービスを現在行っていること。
 - (2) 資材提供者が、資材の配備を含め救助及び/又は海上消火作業に成功した経歴を有することが証明されていること。
 - (3) 資材提供者が対応サービスの実施に必要な設備を所有するか、使用契約を有していること。
 - (4) 資材提供者が造船工学や火災科学等の資格や学位を有する人材を有していること。
 - (5) 資材提供者が 24 時間対応可能な人材や設備を有しており、規則で求められる応答時間に対応できた経歴を有すること。
 - (6) 資材提供者が継続したトレーニングプログラムを有していること。海上消火作業者の場合、NFPA1001、1005、1021、1405 及び 1561 に規定されるトレーニングガイドラインを充たすか、同等のトレーニング、または経歴を通じた資質を示すこと。
 - (7) 資材提供者がドリル/訓練に適切に参加した記録を有していること。
 - (8) 資材提供者が実際の事故の際に使用され認められた救助もしくは海上消火作業計画を有していること。
 - (9) 資材提供者が関係する国内及び/または国際組織に加盟していること。
 - (10) 資材提供者が提供する救助及び/または海上消火作業をカバーする保険を付保していること。
 - (11) 資材提供者が作業を実施するための十分な資本を有していること。
 - (12) 資材提供者が本船が航行する特定の地域的環境(海底の状況、水の濁り、水深、海象、最高最低気温等)で作業する設備及び経験を有していること。
 - (13) 資材提供者が海象条件の悪化により作業期間が延びた場合に必要な資材等の搬送ができる能力を有すること。
 - (14) 資材提供者が救助及び海上消火作業を行う際に作業員の健康及び安全を保護するための必要な工学上、管理上、人材上の保護設備管理を行える能力を有していること。
 - (15) 資材提供者が契約する COTP エリアの現地 ACPs に含まれる救助及び海上消火作業協定を熟知していること。
- c) 資材提供者が上記基準の全てを充たしている必要はない。但し、最大限可能な限り基準を充たすよう選定すべきである。
- d) 資材提供者を選定する際にこれらの要因を考慮したことを Plan の中で保証しなければならない。

外部の消火作業チームとは、本船に乗船し消火作業を行う能力を有する船員ではない訓練された消火作業者をいう。

外部船舶消火システムとは、本船上以外から消火作業を行える消火作業資材(人材及び設備)をいう。これらの資材には、Fire tug、Portable fire pumps、airplanes、helicopters、shore side fire trucks が含まれるがこの限りではない。

資材提供者とは、**Response Plan**に記載され契約もしくはその他認められた方法で手配された救助及び/又は海上消火作業を行うのに必要な人材、設備、供給、その他能力を提供する企業をいう。資材提供者はセクション 155.4050 に従って選定されなければならない。海上消火作業サービスの場合、資材提供者はセクション 155.4045(d)の要求に従い当該能力を有し必要なサービスを提供する用意がある限り公的な消火資材を含めることができる。